

**女性活躍推進で働きやすい
県内企業等のPR媒体作成業務**

業務仕様書

**令和4年7月
岩手県**

女性活躍推進で働きやすい県内企業等のPR媒体作成業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「女性活躍推進で働きやすい県内企業等のPR媒体作成業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 業務目的

性別に関わらず、働きやすく、働きがいのある職場環境づくりに取り組む企業等を紹介するPR動画を作成し、高校生や大学生等（性別不問）へ広く周知することで、「いわて女性活躍企業等認定制度」等の取得促進及び主に若年女性の県内定着を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

ア 企業等のPR動画作成

(ア) 企業等のPR動画作成

① 内容

高校生や大学生等に県内就職の魅力を感じてもらえるよう、県が選定した「いわて女性活躍企業等認定制度」のステップ2を取得している企業等10社の社内における女性活躍やワーク・ライフ・バランス、働き方改革、子育て支援等の働きやすい職場環境づくりの取組や、働いてみたいと思えるような社内の雰囲気について伝わるような動画を制作すること。

なお、「いわて女性活躍企業等認定制度」を取得している企業等であることを盛り込むこと。

② 仕様

1本あたり2～5分程度の動画を10本

③ 作成企業

県の募集に応募した企業等のうち、県が選定した次の10社

企業等名	所在地	主たる業種
株式会社長島製作所	一関市	製造加工業
社会福祉法人とおの松寿会	遠野市	社会福祉事業
板谷建設株式会社	奥州市	総合工事業
株式会社菊池技研コンサルタント	大船渡市	建設コンサルタント業

信幸プロテック株式会社	矢巾町	空調設備業
社会福祉法人愛護会	奥州市	社会福祉事業
株式会社 小田島組	北上市	土木工事業
株式会社吉田測量設計	盛岡市	専門、技術サービス業
第一開明 株式会社	盛岡市	高圧ガス販売
社会保険労務士法人ワイズコンサルタンツ	矢巾町	社会保険労務士事務所

(イ) **ダイジェスト版の作成**

① 内容

(ア) の動画を編集すること等により、県内には働きやすい職場環境づくりに取り組む魅力的な企業があること、就職活動時には「いわて女性活躍企業等認定制度」を取得している企業等（認定マーク）に注目して欲しいことが伝わるようなダイジェスト版の動画を作成すること。

② 仕様

1分程度の動画を1本

(ウ) **(ア)、(イ) 共通事項**

- ・ 各企業等（10社）との日程や内容の調整のほか、企画、制作までの一連の業務を行うこと。
- ・ 使用する映像及び音声に係る肖像権、著作権等の権利関係の処理、調整を行うこと。
- ・ 随時、県と協議の上で制作すること。
- ・ 動画データについては、県が岩手県公式動画チャンネル（YouTube）内で配信できるようwmv形式またはmp4形式によるものとし、DVDに納めて納品すること。

なお、納品するDVDは次の2種類とすること。

① すべての動画を収めたDVD3枚（県用）

② 企業ごとの動画を収めたDVD各1枚（計10枚 ※各企業提供用）

- ・ 県においては、「いわて女性の活躍応援サイト」にも動画を掲載することで、10社以外の「いわて女性活躍企業等認定制度」認定企業についてもPRできるようにするもの。（認定数：348社程度（R4.5月末現在））

※「いわて女性の活躍応援サイト」は、制度の紹介や認定企業の情報を閲覧できるよう今年度改修する予定。

- ・ 作成動画は、各企業等のホームページに掲載する等により、各企業等のPR活動にも使用することができることとするもの。

イ ポスター・ちらしの作成、発送

① 内容

県内には「いわて女性活躍企業等認定制度」の認定企業等、働きやすい職場環境づくりに取り組む魅力的な企業があること、就職活動時には「いわて女性活躍企業等認定制度」を取得している企業等（認定マーク）に注目して欲しいことが伝わるようなちらし・ポスターを作成し、県が指定する送付先に送付すること。

なお、アで作成する動画の視聴や「いわて女性の活躍応援サイト」に誘導する内容を盛り込むこと。

② 仕様

- ・ ポスター A2判カラー 150枚
- ・ ちらし A4判カラー両面印刷 40,000枚
- ・ 送付先 109箇所（現時点の予定）

区分	送付先 (箇所)	ちらし (枚)		ポスター (枚)	
		1箇所あたり	合計	1箇所あたり	合計
県立大学	1	1,300	1,300	5	5
岩手大学	1	3,000	3,000	5	5
富士大学	1	400	400	3	3
盛岡大学	1	900	900	3	3
岩手医科大学	1	100	100	2	2
保健医療大学	1	100	100	2	2
高等学校 (公立)	67	生徒数分	24,000	1	67
高等学校 (私立)	12	生徒数分	7,100	1	12
岩手労働局	1	10	10	1	1
ハローワーク	12	10	120	1	12
ジョブカフェ	10	100	1,000	1	10
県への納品	1	1,970	1,970	28	28
	109		40,000		150

③ その他

- ・ デザインや内容については、提案を基に、契約後に受託者と県で調整のうえ決定する。なお、決定後のデザインについては、電子データ媒体等により県に提出すること。
- ・ 県が提供する文書（A4判1枚）を添付すること。
- ・ 県に直接納品するポスターは4つ折りとすること。

ウ 自由提案（任意）

その他、効果的なPR方法がある場合は、予算額の範囲内で自由に提案すること。

(3) 広報のターゲット

主に高校生や大学生等の若い世代を対象とする。

性別は問わない。

※ 本事業は、「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及拡大を目的の一つとして
いるが、女性活躍の推進は、女性のみならず誰もが働きやすい職場環境づくりに
繋がることから、性別を問わずに情報発信を行うもの。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

(5) 委託上限額

3,382,000円以内（税込）

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一
括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再
委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要
事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、
岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、そ
の理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不
相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置
をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応につ
いて決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知
しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。